

## 抽出案件回答用紙

令和5年11月20日

氏名 川村 延彦

令和5年度第2回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input type="checkbox"/> 委託 No.	9	<input type="checkbox"/> 工事 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 No.	6
--	---	--	---

(選んだ理由をご記入ください)

No. ( 9 ) 市川第5-1処理分区污水管渠布設工事 (R0501工区)

---

1. 本件は、市川市内の「污水管渠布設工事」の案件である。

---

今回審議対象案件においては、同種工事案件※1はNo.7、No.8、No.10~13にも認められるが、本件は入札予定価格(税抜)が「142,161,000円」であり、他の同様の案件(No.7やNo.8)に比べても最高額ではない。本件の入札方式が「総合評価一般競争入札」とされたのは、なぜか。

---

2. 本件より、入札予定価格が高額なNo.8やNo.9の案件が「一般競争入札」の方式で入札が行われている事実から同種案件※1で入札を異にする理由は何か。

---

3. 「総合評価一般競争入札」と「一般競争入札」の違い(メリット、デメリット)及び何を基準として入札方式を分けているのかを教えてください。

---

4. (疑問・質問ではないが)今回審議対象案件の「污水管渠布設工事」が一般競争入札により(株)中川組がNo.7及びNo.8の工事を、また上條建設(株)がNo.10及びNo.13の工事を落札しているのは全くの偶然か?

---

---

※1 「污水管梁」案件と、「雨水管梁」案件とでは、「同種案件」と言えるかは甚だ疑問のあるところですが、質問事項2以下の質問の「趣旨」は、No7からNo13が「同種」工事なのに、「入札方法」が一部(No7、8、10及び13)は「一般競争」方式であり、一部(No9、11及び12)は「総合評価一般競争」方式として入札が実施されています。「入札」方式を使い分けるメリット・デメリットは何か、また何を基準として決めたのかを知りたいというところにあります。

---

No. ( 6 ) 市川第5-1処理分区実施設計業務委託 (R0502)

---

1. 本件は、(株)日水コンが入札額20,761,000円(対予定価格率79.54%)にて「落札者」と決定されている。(株)日水コン以外にも基礎地盤コンサルタント(株)外36社が同入札額であったことが伺われる。
  2. 応札者が複数存在する場合の最終落札者を決める具体的な方法について改めて教えていただきたい。
-

回答用紙

件名 市川第5－1処理分区污水管渠布設工事（R0501工区）

整理番号 工事9 回答 技術管理課、下水道建設課

（審議案件抽出理由）

1. 本件は、市川市内の「污水管渠布設工事」の案件である。

今回審議対象案件においては、同種工事案件※1はNo.7、No.8、No.10~13にも認められるが、本件は入札予定価格（税抜）が「142,161,000円」であり、他の同様の案件（No.7やNo.8）に比べても最高額ではない。本件の入札方式が「総合評価一般競争入札」とされたのは、なぜか。

2. 本件より、入札予定価格が高額なNo.8やNo.9の案件が「一般競争入札」の方式で入札が行われている事実から同種案件※1で入札を異にする理由は何か。

3. 「総合評価一般競争入札」と「一般競争入札」の違い（メリット、デメリット）及び何を基準として入札方式を分けているのかを教えてください。

4. （疑問・質問ではないが）今回審議対象案件の「污水管渠布設工事」が一般競争入札により（株）中川組がNo.7及びNo.8の工事を、また上條建設（株）がNo.10及びNo.13の工事を落札しているのは全くの偶然か。

※1 「污水管渠」案件と、「雨水管渠」案件とでは、「同種案件」と言えるかは甚だ疑問のあるところですが

が、質問事項 2 以下の質問の「趣旨」は、No7 から No13 が「同種」工事なのに、「入札方法」が一部（No7、8、10 及び 13 ）は「一般競争」方式であり、一部（No9、11 及び 12）は「総合評価一般競争」方式として入札が実施されています。「入札」方式を使い分けるメリット・デメリットは何か、また何を基準として決めたのかを知りたいというところにあります。

(回答：市川第5－1処理分区汚水管渠布設工事（R0501工区）)

1. 本件の入札方式を決めた理由について、「総合評価一般競争入札」を適用する基準に基づいてご説明します。工事の契約方法については、工事担当課、契約課、技術管理課が協議して決定しています。その際、本市では、原則として設計金額が1億円を超える建設工事、または、設計金額が5千万円を超える国費等の交付対象である建設工事を「総合評価一般競争入札」の対象としています。

但し、これらの基準に該当する建設工事も相当数あることから、それぞれの現地条件や施工方法、過去の類似工事の施工不良事例等を考慮し、予め入札の段階で事業者の施工能力を把握・確認することが望ましい案件を選定して「総合評価一般競争入札」を実施しております。

本工事は、下水道（汚水）管渠の新設工事であり、商店街を含む住宅地において全ての作業を夜間作業で行う必要があること、地下水位が高い等、様々な配慮を要する地盤条件での施工であること等、厳しい条件下の工事であることから、予め入札参加者の施工計画を確認することが望ましいと判断し、「総合評価一般競争入札」の対象としたものです。

2. 上記1において回答したとおり、本市では「総合評価一般競争入札」を適用する基準を設けたうえで、現地条件や施工方法等を考慮して「総合評価一般競争入札」の対象とする案件を選定しております。一方で、「総合評価一般競争入札」を適用することに伴う事務手続きは発注者側の事務負担の増大に繋

がるため、工事担当の各課と協議し、実施精度が確保できる範囲内で適用案件数を調整しております。

---

下水道建設課は、先に示した基準（一億円超等）に該当する工事を数多く発注するため、工事それぞれの施工内容をはじめ、地盤条件、交通条件及び周辺環境への影響等を検討し、本件については、予め入札参加者の施工計画を確認することが望ましいと判断し、「総合評価一般競争入札」を適用することとしたものです。

---

3. 「総合評価一般競争入札」は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められた調達原則であり、最低価格のみを競うものではなく、価格に加えて価格以外の要素が総合的に優れた契約を行う方式です。「総合評価一般競争入札」のメリットは、まず直接的には、優良な社会資本整備につながること、及び施工中の安全性や環境保全が確保されることです。また、間接的には、ダンピング受注の防止、不良・不適格業者の排除に資するものされています。なお、将来に向けては、建設事業者の技術力向上に対する意欲向上を通じた育成等に繋がるものと考えております。

---

「総合評価一般競争入札」のデメリットとしては、入札参加者が技術提案を作成する期間を設けるため、入札手続きに要する期間が長くなることや、技術提案を求める課題の設定や評価にかかる発注者側にかかる事務手続きに伴う負担が増大する等が挙げられます。本市では、これらのデメリットへの対策として、先に述べたように適用案件数を抑制し、メリットの発現に努めていると

ころであります。

---

次に、本市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準については、1. において回答したとおりとなります。

---

4. 同種案件が他にもあることから、偶然だと推察しております。

---

回答用紙

件名 市川第5-1 処理分区実施設計業務委託 (R0502)

整理番号 委託6 回答 契約課

(審議案件抽出理由)

1. 本件は、(株)日水コンが入札額 20,761,000 円 (対予定価格率 79.54%) にて「落札者」と決定されている。(株)日水コン以外にも基礎地盤コンサルタンツ (株) 外 36 社が同入札額であったことが伺われる。
2. 応札者が複数存在する場合の最終落札者を決める具体的な方法について改めて教えていただきたい。



(回答:市川第5-1処理分区実施設計業務委託(R0502))

1. ご指摘のとおりです。

2. 応札者が複数存在する際に最終落札者を決める場合は、電子くじによる方法によります。市川市は電子入札を平成18年度より実施しており、同額の入札があった場合に電子くじを行っています。

応札者は入札をする際に「入札金額」と三桁の任意の「くじ番号」を入力し、入札金額の内訳書データを添付し、入札書の提出を行います。

入札書の提出は電子入札システムにて行いますが、事業者が「入札提出」のボタンを押すことで、入札の登録が完了し、入札書提出日時が確定します。入札書提出日時はシステムにて秒未満(以下、「ミリ秒」という。)である1000分の1秒までの三桁の数字(例:令和5年12月4日11時40分20秒**379**)で管理し、入札時には事業者は提出をしたミリ秒の確認ができない仕組みとなっております。

事業者が入力した任意の「くじ番号」と入札提出のボタンを押した際の入札書提出日時の「ミリ秒」を合算し、「確定くじ番号」としています。

そして、同額入札となったくじ対象業者の「確定くじ番号」を合算し、くじ対象事業者数で除した余りが、入札書提出の順番と一致した事業者を当選としております。

なお、入札書提出の順番がいちばん早かった業者を0番とし、2番目の提出業者は1番としています。

以下に、A から E 社の 5 者が同額で入札した場合の電子くじとなった参考

例を記載いたしましたので、ご確認ください。

### (参考例) 5 者が同額で入札した場合の電子くじ

以下の表の「No.」と「確定くじ番号の総和÷くじ対象者数」で得られた余りの数字が一致したくじ対象者が当選です。

ア	イ	ウ	エ	オ	
No (※ 1)	くじ対象 事業者	入力 くじ番号	入札書提出日時 (※2)	確定 くじ番号 (※3)	落札者
0	A	234	12月4日 14時03分48秒 187	421	
1	B	574	12月4日 14時15分20秒 261	835	
2	C	237	12月4日 14時16分33秒 515	752	○
3	D	675	12月4日 14時37分07秒 312	987	
4	E	138	12月5日 15時11分10秒 134	272	
合計	5者			3,267	

<当選者の計算方法>

確定くじ番号の総和÷くじ対象者数 の余りと No が一致した事業者が落札者

例の場合  $3,267 \div 5 = 653 \text{ 余り } 2$

以上より、No. 2 の C が落札者となります

※1 ア「No」は、入札書提出順に、0, 1, 2・・・と割当てます。

提出がいちばん早かった業者は 0 番となります。

※2 エ「入札書提出日時」とは「事業者が電子入札システムで入札した日時」です。

※3 オ「確定くじ番号」は、ウ「入力くじ番号」とエ「入札書提出日時のミリ秒 (3 桁) の合計値です (合計値が 4 桁になる場合は、下 3 桁を「確定くじ番号」とします)。

## 抽出案件回答用紙

令和5年11月21日

氏名 栗林 隆

令和5年度第2回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

工事  
 委託  
No.

2

工事  
 委託  
No.

14

(選んだ理由をご記入ください)

No. ( 2 ) 市川南第4排水区雨水管渠布設工事 (R0501)

1. 予定価格 465,410,000 円の雨水管渠布設工事である。入札は3社あり、京葉ガスエネルギーソリューション株は予定価格を約4,000万円超過し失格となっているが、近年の積算根拠に基づけば当市の予定価格は概ね推察できる環境かと思われる。にもかかわらず、大きなコストをかけて入札に臨み、失格となった理由を分かる範囲で知りたい。

2. 武内建設株が辞退した理由も分かる範囲で知りたい。

3. 勝美建設株が落札した一般(総合)のプロセスを検証したい。

No. ( 14 ) 市川第5-2処理分区実施設計業務委託 (R0504)

1. 予定価格 19,830,000 円に対して入札が60社あった。最低制限価格 15,774,000 円を下回った27社が失格した。28社が15,774,000円で同額の入札を行ったが、当該金額は予定価格に対し、79.5%と約2割程度安価となっている。なぜ、こんな現象が起きるのか、分かる範囲で説明してほしい。

2. 電子くじにおいてどのように公平性が保たれているのかを開示してほしい。

回答用紙

件名 市川南第4排水区雨水管渠布設工事（R0501）

整理番号 工事2 回答 技術管理課、下水道建設課

（審議案件抽出理由）

1. 予定価格 465,410,000 円の雨水管渠布設工事である。入札は3社あり、京葉ガスエナジーソリューション(株)は予定価格を約 4,000 万円超過し失格となっているが、近年の積算根拠に基づけば当市の予定価格は概ね推察できる環境かと思われる。にもかかわらず、大きなコストをかけて入札に臨み、失格となった理由を分かる範囲で知りたい。

2. 武内建設(株)が辞退した理由も分かる範囲で知りたい。

3. 勝美建設(株)が落札した一般（総合）のプロセスを検証したい。

(回答:市川南第4排水区雨水管渠布設工事 (R0501))

1. 当工事では、高圧受電設備、夜間工事の積算があり、土木工事で用いられる頻度が低いことから、施工者の考え方により、当課の積算と差異が生じる可能性があります。また、交通誘導員については、数量の記載をしていないことから、上記の要因に作用され、さらに当課の積算と差異が生じる可能性があります。このことから、京葉ガスエナジーソリューション(株)は、予定価格を超過したものと考えられます。

2. 当該業者からは「下請業者の確保が困難」との理由で辞退届が提出されております。

3. 総合評価一般競争入札のプロセスについて説明します。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」の内容を審査・決定します。本件は、発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、庁内の総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行ったうえで、令和5年6月28日の資格審査会にて最終決定し、7月7日に公告を行い、入札参加者を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査したうえで、学識経験者の意見聴取を行い、管財部長

の決裁に諮ったうえで最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

総合評価競争入札は、このように、複数の審査を行う、慎重な手続きを経て、落札者の決定に至るプロセスとなっております。

なお、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員や学識経験者に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることによって徹底しているところであり  
ます。

総合評価一般競争入札の事務手続き

手順	内容	役割	構成員
1	工事担当課による落札者決定基準の作成		
2	総合評価小委員会	総合評価審査委員会に先立って審議	
3	総合評価審査委員会	落札者決定基準の内容を審査	管財部次長、財政部次長、街づくり部次長、道路交通部次長、下水道部次長、生涯学習部次長
4	学識経験者の意見聴取	地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により行われ、技術資料等について中立かつ公正な審査・評価を行うためのもの	
5	資格審査会	落札者決定基準の内容を決定	副市長、総務部長、企画部長、財政部長、管財部長、街づくり部長、道路交通部次長、下水道部長、生涯学習部長
6	入札公告		
7	工事担当課による技術提案資料の評価		
8	総合評価小委員会	総合評価審査委員会に先立って審議	
9	総合評価審査委員会	技術提案資料の内容と付与する評価点の審査	手順3と同じ
10	資格審査会	評価結果の決定	手順5と同じ
11	開札		

回答用紙

件名 市川第5－2処理分区実施設計業務委託（R0504）

整理番号 委託14 回答 契約課、下水道建設課

（審議案件抽出理由）

1. 予定価格 19,830,000 円に対して入札が 60 社あった。最低制限価格 15,774,000 円を下回った 27 社が失格した。28 社が 15,774,000 円で同額の入札を行ったが、当該金額は予定価格に対し、79.5%と約 2 割程度安価となっている。なぜ、こんな現象が起きるのか、分かる範囲で説明してほしい。
2. 電子くじにおいてどのように公平性が保たれているのかを開示してほしい。



(回答：市川第5－2処理分区実施設計業務委託（R0504）)

1. 実施設計委託の積算は、一般販売されている公益財団法人日本下水道協会が発行する「下水道用設計標準歩掛表」を基に積算を行っています。労務単価についても千葉県から公表されている「千葉県積算基準」の単価を採用しております。また、公告資料の一部である閲覧図書には設計条件項目表が付されており、応札者が市の積算価格を正確に算出することは可能であるため、同額の入札となったと考えられます。

また、令和5年4月1日より市川市最低制限価格制度に関する要綱の最低制限価格の計算方法を改正しており、公告において周知しておりますが、従前の計算方法により入札を行った業者もあったと考えられます。

2. 電子くじでは、入札者が任意に決定する3桁の「くじ番号」に加え、入札者が電子入札システムの「入札提出」ボタンを押した「入札書提出日時の秒未満である1000分の1秒までの3桁の数字（例：令和5年12月4日11時40分20秒379）を用いて、落札者を決定する「確定くじ番号」として  
います。

この「確定くじ番号」を用いて落札者を決定するための計算式※1を用いて落札者を機械的に決定しており、意図的に特定の入札参加者を落札者とする  
ことは不可能な仕組みとなっております。

なお、提出日時の秒未満である1000分の1までの3桁数字（以下、「ミリ秒」という。）は、入札時には入札参加者は確認できない仕組みとなってい

ます。

---

※1 同額入札となったくじ対象業者の「確定くじ番号」を合算して、くじ対象事業者数で除した余りが、入札書提出の順番と一致した事業者を当選としております。(入札書の提出が1番の業者は、入札書提出の順番は0番としています。)

---

※2 電子くじの参考例を別途記載いたしましたので、あわせてご確認いただければ幸いです。

---

## (参考例) 5者が同額で入札した場合の電子くじ

以下の表のア「No.」と「確定くじ番号の総和÷くじ対象者数」で得られた余りの数字が一致したくじ対象者が当選です。

ア	イ	ウ	エ	オ	
No (※1)	くじ対象 事業者	入力 くじ番号	入札書提出日時 (※2)	確定 くじ番号 (※3)	落札者
0	A	234	12月4日 14時03分48秒 187	421	
1	B	574	12月4日 14時15分20秒 261	835	
2	C	237	12月4日 14時16分33秒 515	752	○
3	D	675	12月4日 14時37分07秒 312	987	
4	E	138	12月5日 15時11分10秒 134	272	
合計	5者			3,267	

<当選者の計算方法>

確定くじ番号の総和÷くじ対象者数 の余りと No が一致した事業者が落札者

例の場合  $3,267 \div 5 = 653 \text{ 余り } 2$

以上より、No. 2 の C が落札者となります

※1 ア「No」は、入札書提出順に、0,1,2・・・と割当てます。

提出がいちばん早かった業者は0番となります。

※2 エ「入札書提出日時」とは「事業者が電子入札システムで入札した日時」です。

※3 オ「確定くじ番号」は、ウ「入力くじ番号」とエ「入札書提出日時のミリ秒(3桁)の合計値です(合計値が4桁になる場合は、下3桁を「確定くじ番号」とします)。

## 抽出案件回答用紙

令和5年11月28日

氏名 川崎 淳

令和5年度第2回市川市入札監視委員会における審議案件として、次の2件を抽出する旨回答します。

工事

委託

No.

1

工事

委託

No.

1

(選んだ理由をご記入ください)

No. ( 1 ) 市川市北方地区公共下水道整備事業 建設工事

1. 金額が高額であるにもかかわらず、随意契約を選択したのはなぜか。

No. ( 1 ) 市川市市川第4-4処理分区建設工事委託 (R0502)

1. 金額が高額であるにもかかわらず、随意契約となっているがなぜか。

回答用紙

件名 市川市北方地区公共下水道整備事業 建設工事

整理番号 工事1 回答 下水道建設課

(審議案件抽出理由)

1. 金額が高額であるにもかかわらず、随意契約を選択したのはなぜか。

(回答:市川市北方地区公共下水道整備事業 建設工事)

1. 本事業は、事業場所である市川市北方地区における下水道未普及地域の早期解消を目指すことを目的として、効率的かつ効果的な方法を策定するために、複数年度にわたって継続して受注者が事業を行うことができる設計・施工一括発注としたものです。この設計・施工一括発注を行うことが、複数年度事業として国の補助金の交付を受けるための要件のひとつです。

下水道未普及解消事業の設計・施工一括方式の事業者の選定方法は、総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式があります。

総合評価一般競争入札は、公告前に設計と工事の予定価格を決定することとなります。一方、公募型プロポーザル方式は、あらかじめ設計と工事価格の上限額をそれぞれ決定します。

仕様や設計が不確定な下水道未普及解消事業においては、公告前に予定価格を決定することが困難であるため、総合評価一般競争入札より設計後に予定価格を決定することができる公募型プロポーザル方式の適用が望ましいとされているものです。

これは、国土交通省の「下水道未普及早期解消のためのマニュアル」において示されているものですが、本市ではこの考えに基づき公募型プロポーザル方式とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから随意契約といたしました。

※令和3年9月に実施した選定委員会と資格審査会において審査した結果、建設工事業務を行う者として株式会社クボタ建設及び株式会社中川組、設計及び工事監理業務を行う者として株式会社ウエスコを本事業の優先交渉権者として特定し、これらの企業グループと令和3年12月14日付で基本協定を締結しております。

下水道未普及解消事業における設計・施工発注方式の違いについて

D:設計(Design)、B:施工(Build)

発注方式	価格競争方式	総合評価落札方式(施工能力評価型)	公募型プロポーザル方式
根拠法令	地方自治法第234条第3項	地方自治法施行令第167条の10の2	品確法第3条第10項 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)
評価方法	価格のみ	価格+評価基準に基づく評価点	技術提案
仕様・設計	市で確定	市で確定 (事業の大部分の仕様は決定されているが、一部に民間事業者の技術力や提案を求める)	不確定 (市で予め仕様を定めることが困難のため、事業に対しての民間事業者の技術力や提案を求める)
予定価格	市で作成した仕様書に基づき設定	市で作成した仕様書に基づき設定	業者からの設計に基づき作成
公告時の条件	原則、変更不可	原則、変更不可	優先交渉権者との契約交渉において、変更の余地あり
ながれ	<p>予定価格の作成(DとB)</p> <p>↓</p> <p>公告等の実施</p> <p>↓</p> <p>競争参加資格確認</p> <p>↓</p> <p>入札の実施</p> <p>↓</p> <p>落札者の選定</p> <p>↓</p> <p>契約の締結(DとB)</p> <p>・設計及び工事監理業務委託契約(D)    ・工事請負契約(B)</p>	<p>予定価格の作成(DとB)</p> <p>↓</p> <p>公告等の実施</p> <p>↓</p> <p>入札参加資格、実績、技術提案の審査 ・企業の施工能力に関する事項 ・配置予定技術者の能力に関する事項 ・技術提案等に係る事項</p> <p>↓</p> <p>入札の実施 ・評価項目及び価格を総合評価</p> <p>↓</p> <p>落札者の選定</p> <p>↓</p> <p>契約の締結(DとB)</p> <p>・設計及び工事監理業務委託契約(D)    ・工事請負契約(B)</p>	<p>上限額の作成(DとB)</p> <p>↓</p> <p>公告等の実施 ・上限額を公表</p> <p>↓</p> <p>入札参加資格の審査</p> <p>↓</p> <p>資格審査結果の公表</p> <p>↓</p> <p>技術提案書類の提出</p> <p>↓</p> <p>技術提案書類の審査 ・技術評価及び価格を総合評価</p> <p>↓</p> <p>優先交渉権者の特定・通知</p> <p>↓</p> <p>・基本協定書を締結 ※各契約「設計及び工事監理(D)」「工事請負(B)」それぞれの見積上限額を決定</p> <p>↓</p> <p>予定価格の作成(Dのみ)</p> <p>↓</p> <p>見積合わせを実施</p> <p>↓</p> <p>契約の締結(まずはDのみ) ・設計及び工事監理業務委託契約(D)</p> <p>↓</p> <p>設計業者による設計図書の作成及び提出</p> <p>↓</p> <p>予定価格の作成(B) ※提出された設計内容を市で確認し、予定価格を作成のうえ、見積もり合わせを実施</p> <p>↓</p> <p>契約の締結(価格交渉後) ・工事請負契約(B) ※価格交渉後、Bの締結</p>



回答用紙

件名 市川市市川第4-4処理分区建設工事委託（R0502）

整理番号 委託1 回答 下水道建設課

（審議案件抽出理由）

1. 金額が高額であるにもかかわらず、随意契約としたのはなぜか。

(回答：市川市市川第4-4処理分区建設工事委託（R0502）)

1. 本工事委託の現場の特徴として、東日本旅客鉄道株式会社が管理する武蔵野線の鉄道施設と近接して施工する工事が含まれており、鉄道管理者と協議や調整を図りながら施設に影響しないよう、安全に留意した施工が求められます。また、京成バス株式会社のバス運行路線になっている他、バス停車場もあるため、バス管理者とも協議や調整を図る必要があります。

当該施工箇所の車道の主たる部分には他企業管による地下埋設物が輻輳しており、その埋設状況によっては実施設計時に想定した施工方法では施工不可となる場合があります。また、バス運行路線での施工方法の変更によって、交通への影響が大きいことが予想されるため、現地で迅速且つ適切な対応が必要となり、このような条件の箇所で施工する際は、施工時間や施工方法等の制約条件が付され、安全管理や工程管理等に与える影響が大きくなります。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、市川市建設工事等請負業者資格審査会に諮ったうえで、下水道事業に特化した専門組織である公益財団法人千葉県下水道公社と随意契約としました。

※公益財団法人千葉県下水道公社は、下水道事業における技術的な課題に対して支援することを目的に千葉県および県内の市町村から出捐金を受けて設立され、下水道事業に特化した専門組織として地方公共団体の業務代行ができる団体です。

## 市川市入札監視委員会 意見書

令和5年11月20日

氏名 川村 延彦

「競争参加資格停止一覧表」のうち、番号2（有資格業者名）「株式会社コマツ（以下、「K社」という。）」の案件は、市川市との「LED バルーンライト」購入に係る物品供給契約において、K社が「納入期限に契約履行が出来ず、契約が解除となった」ものとのことである。

契約解除に伴う、市川市の「損害」は、どの程度であり、その被った「損害」の回収は出来たのか？

また、翻って一般論として、私人間取引とも解される「物品供給契約」の「契約不履行」が「不正又は不誠実な行為」として、直ちに「競争参加資格停止」とされるのは、妥当なのか？

市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

回答 契約課

(意見内容)

「競争参加資格停止一覧表」のうち、番号2（有資格業者名）  
「株式会社コマツ（以下、「K社」という。）」の案件は、市川市と  
の「LED バルーンライト」購入に係る物品供給契約において、K  
社が「納入期限に契約履行が出来ず、契約が解除となった」もの  
のことである。

契約解除に伴う、市川市の「損害」は、どの程度であり、その被  
った「損害」の回収は出来たのか。

また、翻って一般論として、私人間取引とも解される「物品供給  
契約」の「契約不履行」が「不正又は不誠実な行為」として、直ち  
に「競争参加資格停止」とされるのは、妥当なのか。

(回答)

市が発注を行う物品供給契約につきましては、工事請負契約や業務委託契約と同様、私人同士における契約行為と同様に契約を締結して実施されるものです。

さらに、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と定められています。

この契約保証金とは、受注者が契約上の義務を履行しないことにより、地方公共団体が損害を被った場合に当該損害の賠償に充てるべき金額を予納させるものであり、民法第 420 条及び 421 条の損害賠償額の予定に相当するものです。

これを受けて本市では、市川市財務規則第 117 条第 1 項にて、「市長は、契約を締結するときは、直ちに契約者をして契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と定めております。しかし、すべての案件の賠償額の予定を推定することは困難であるため、契約保証金の額を 100 分の 10 に固定しております。

本件については、物品供給契約約款に基づき納期内に納入することができない申出を受けたことから契約解除を行いました。この為、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に基づき資格審査会に諮り、不誠実な行為として認定し、競争参加資格を停止することが妥当であると判断したものです。

併せて、損害賠償額として契約保証金の257,400円を回収致しました。

# 市川市入札監視委員会 意見書

令和5年11月21日

氏名 栗林 隆

意見書に関しては、特にありません。

## 市川市入札監視委員会 意見書

令和5年11月26日

氏名 川崎 淳

発注において、1契約とできる業務について、分割して複数の契約としているものがないか。

契約件数を増やすことによって、業者においては受注の機会は増えるものの、発注者においては契約事務の手間が増え、非効率となるおそれがある。

従って、1契約とできる業務でありながら、分割して複数の契約としているものがある場合、分割理由の合理性を検討されたい。



市川市入札監視委員会 意見書 回答用紙

回答 契約課

(意見内容)

発注において、1契約とできる業務について、分割して複数の契約  
としているものがないか。

契約件数を増やすことによって、業者においては受注の機会は増  
えるものの、発注者においては契約事務の手間が増え、非効率とな  
るおそれがある。

従って、1契約とできる業務でありながら、分割して複数の契約  
としているものがある場合、分割理由の合理性を検討されたい。

(回答)

ご意見をいただきありがとうございます。

地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされております。

また、閣議決定により、毎年示される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」より、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫のひとつとして、分離・分割発注を行うよう努めることとされております。

このことを受け、本市では、市内の中小企業の受注機会の確保のため、工種別発注及び設計施工の分離を原則としております。

今回の審議対象案件の工事は設備工事等に係る分離発注ですが、電気設備工事や冷暖房機等改修工事には専門的な技術力が求められるため、市内の専門工事業者の育成の観点からも分離発注としております。

なお、例外として、すべての工事種別で落札者が決定しないと工事の着手ができない建設工事については一括での発注とするなど、

案件ごとに分離・分割発注とすべきか、否かについて判断をして  
いるところです。

---

# 市川市入札監視委員会 意見書

令和6年2月2日

氏名 川村 延彦

## 1. 建設工事9について

「総合評価一般競争入札」の対象案件の選定にあたっての「原則」と「例外」及び同方式のメリット、デメリットのご回答（説明）を頂き有難うございました。

## 2. 委託工事6について

応札者（同額落札者）複数の場合の「電子くじ」・「電子入札システム」の具体的方法につき、詳細なご回答（説明）を頂き、多少なりとも同システム等を理解することが出来ました。有難うございます。

## 3. 「競争参加資格停止」案件（株式会社コマツ）の件について

契約保証金（257,400円）を「回収」された由、了解です。

「資格審査会」に諮っての判断とのことですが、（私見としては）「競争参加資格停止」は、厳しすぎる感は否めません。

「参考」の「市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準」を開示頂き、有難うございます。

# 市川市入札監視委員会 意見書

令和6年1月25日

氏名 栗林 隆

質問、意見は特にありません。

# 市川市入札監視委員会 意見書

令和6年1月31日

氏名 川崎 淳

特にありません。